

草加市教育委員会会議録

令和 2 年第 6 回定例会

令和 2 年草加市教育委員会第 6 回定例会

令和 2 年 6 月 2 4 日（水）午後 1 時から

教育委員会会議室（ぶぎん草加ビル 4 階）

○議 題

- 第 3 4 号議案 草加市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について
- 第 3 1 号報告 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取（令和 2 年度草加市一般会計補正予算（第 6 号））に係る専決処理の報告について
- 第 3 2 号報告 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取（令和 2 年度草加市一般会計補正予算（第 7 号））に係る専決処理の報告について
- 第 3 3 号報告 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取（市長、副市長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定について）に係る専決処理の報告について
- 第 3 4 号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について
- 第 3 5 号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について
- 第 3 6 号報告 草加市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の制定に係る専決処理の報告について
- 第 3 7 号報告 語学指導助手の設置に関する規則及び草加市社会教育指導員設置に関する規則を廃止する規則の制定に係る専決処理の報告について
- 第 3 8 号報告 草加市教育委員会会計年度任用職員設置要綱の制定に係る専決処理の報告について
- 第 3 9 号報告 草加市立小中学校職員におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する要綱の制定に係る専決処理の報告について
- 第 4 0 号報告 草加市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の一部を改正する訓令の制定に係る専決処理の報告について
- 第 4 1 号報告 令和 2 年草加市議会 6 月定例会に係る報告について

○出席者

教 育 長	高 木 宏 幸
教育長職務代理者	村 田 悦 一
委 員	小 澤 尚 久
委 員	加 藤 由 美
委 員	宇 田 川 久 美 子
委 員	川 井 か す み

○説明員

教育総務部長	青 木 裕
教育総務部副部長	河 野 健
教育総務部副部長	福 島 博 行
教育企画課長	名 倉 毅
学 務 課 長	菅 野 光 三
指 導 課 長	山 村 一 晃
教育支援室長	坂 本 拓 也

○事務局

山 岸 亮

○傍聴人 0 人

午後 1 時 開会

◎開会の宣言

○高木宏幸教育長 ただ今から、令和 2 年教育委員会第 6 回定例会を開催いたします。

◎前回会議録の承認

○高木宏幸教育長 事務局から、前回会議録の朗読をお願いします。

———— 前回会議録の朗読 ————

○高木宏幸教育長 ただ今、事務局から前回会議録の朗読がありましたが、これにつきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 よろしければ、承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

○高木宏幸教育長 以上で、前回会議録の承認を終了します。

◎議案審議

○高木宏幸教育長 ただ今から、審議に入らせていただきます。本日は、追加案件を含めまして、議案が 1 件、報告が 11 件となっております。

なお、委員さんの中で、議題以外で教育全般に係るご質疑、ご意見等ございましたら、委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

◎第 34 号議案 草加市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について

○高木宏幸教育長 初めに、第 34 号議案につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 草加市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱についてでございます。

本議案は、通学区域審議会委員の任期が令和 2 年 6 月 30 日をもって満了することに伴い、草加市立小中学校通学区域審議会条例第 3 条の規定により、委員を委嘱するものでございます。

委嘱委員につきましては、草加市立小中学校通学区域審議会委員委嘱者名簿のとおりでございます。

草加市 P T A 連合会から 5 人、草加市町会連合会から 3 人、小中学校校長会から 2 人、知識

経験者３人で１３人を委嘱するものでございます。

公募の委員につきましては、現在も募集を続けておりまして、決まり次第、委嘱させていただくことになります。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者 １１番、１２番、１３番の方が知識経験者ということですが、１１番、１２番の方は再任ですので、草加市内の元校長や教員だったと分かるのですが、１３番の方については、大学教授等の専門家とありますので、この方について、補足をしていただければと思います。

○説明員 小野澤様につきましては、文教大学教育学部の准教授でございまして、幼児心理教育の専修ということでお仕事をされております。音楽、あるいは生活科等での教科についての造詣が深いということでお聞きしております。

○村田悦一教育長職務代理者 もう一点。ここでまた新たに審議会委員が選任されるわけですが、通学区域審議会として、今、諮問していることがあるのでしょうか。もしないとしたら、現時点で事務局として、どのようなことを考えているのか、教えていただければと思います。

○説明員 昨年度までの２年間の委嘱で、中学校の選択制廃止ということでお話がありました。今回は、通学区域の中で選択可能地域がございまして、それについてご検討していただこうと考えているところでございます。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第３４号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第３４号報告については、可決いたします。

◎第３１号報告 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取（令和２年度草加市一般会計補正予算（第６号））に係る専決処理の報告について

○高木宏幸教育長 次に、第３１号報告につきまして、総務企画課長より説明させます。

○説明員 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取（令和２年度草加市一般会計補

正予算（第6号）に係る専決処理の報告についてご説明申し上げます。

この案件につきましては、本来であれば教育委員会の議決を受けるべきところではございますが、緊急に処理する必要があると認め、令和2年6月2日付けで専決処理をさせていただきましたことから、これをご報告するものでございます。

内容としましては、学校給食管理運営事業及び図書館情報サービス・管理運営事業の2事業について、市議会6月定例会において補正するものであり、この補正予算を議案として市議会に提出するに当たり、市長から意見聴取を求められ、異議がないことを回答したものです。

具体的には、学校給食管理運営事業では、3月の学校臨時休業中における学校給食休止に伴う対応として、学校臨時休業対策費補助金を活用し、給食食材の納入業者に対する支援などを行うものです。

また、図書館情報サービス・管理運営事業では、新型コロナウイルスの新たな感染拡大の防止と市民の読書環境の充実を目的として書籍消毒機を購入するものでございます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長　ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久委員　給食食材の納入業者に対する支援などを行うというお話がありましたが、こちらは、草加市独自のものなののでしょうか。それとも、県や国などの指針や方針を受けて、このような対応をしているのでしょうか。

○高木宏幸教育長　教育総務部長。

○説明員　本事業でございますが、3月2日から国の要請に基づきまして学校の休業する判断を本市としてしましたが、給食事業者に対しては、食材を廃棄せざるを得ない状況になりましたので、国の方でこの点について、保護者の負担にならないように補助金制度が設けられまして、それを市として活用して、食材納入業者への支援ということで、本補正予算を計上したものでございます。

○村田悦一教育長職務代理者　関連して、ここでは理由に3月と限定されているのですが、臨時休業は4月、5月と更に続いていて、4月、5月の臨時休業に係る学校給食休止に伴う対応はないのでしょうか。

○高木宏幸教育長　学務課長。

○説明員 3月につきましては、急な対応でキャンセルができない物についての廃棄等がございました。4月、5月については、注文をしておりませんので、食材のキャンセル等はございません。ただ、本来ならば4月、5月の納入があった部分について、人件費等の様々な部分がございますので、それについての補償をどうするかということは、今後の国、あるいは県の状況を見据えて対応していきたいと考えている状況です。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第31号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第31号報告については、承認いたします。

◎第32号報告 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取（令和元年度草加市一般会計補正予算（第7号））に係る専決処理の報告について

◎第33号報告 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取（市長、副市長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定について）に係る専決処理の報告について

○高木宏幸教育長 次に、第32号報告及び第33号報告につきましては、関連しておりますので一括して報告したいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 それでは、第32号報告及び第33号報告につきましては、一括して報告をさせていただきます。

それでは、第32号、第33号報告につきまして、総務企画課長より説明させます。

○説明員 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取（令和2年度草加市一般会計補正予算（第7号））及び市長、副市長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定に係る専決処理の報告についてご説明を申し上げます。

これらの案件につきましては、本来であれば教育委員会の議決を経るべきところですが、緊急に処理する必要があるため、教育委員会を招集するいとまがないと認め、令和2年6月16日付けで専決処理をさせていただきましたことから、報告するものでございます。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市民及び事業者様々

な影響が生じていることに鑑み、市長、副市長及び教育長の給与を減額する必要があるとし、これらを議案として市議会に提出するに当たり、市長から意見聴取を求められ、異議がないことを回答したものでございます。

具体的には、市長の給料は100分の20を、副市長は100分の15を、教育長は100分の10を乗じて得た額を減額するものでございます。減額の期間につきましては、令和2年7月1日から同年9月30日までとするものでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的に対策を講じる事業に活用する資金とするため、新型コロナウイルス感染症緊急対策基金を新設し、減額された給料などをその基金に積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者 特別職と言われる市長、副市長、教育長の給料の減額ということですが、例えば市議会議員など、そういう方も今回同じような動きがあるのでしょうか。

○説明員 市議会議員につきましては、議員も減額するということで、議員提出議案として提出されております。

他の職員につきましては、今のところそういった話はございません。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第32号報告及び第33号報告につきましては、原案どおり承認することによってよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第32号報告及び第33号報告については、承認いたします。

◎第34号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

○高木宏幸教育長 次に、第34号報告につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 令和2年5月の県費負担教職員の人事につきまして、ご報告いたします。

育児休業が小学校教諭2件、取得した教職員は2件とも女性でございます。退職は、中学校教諭1件でございます。

発令につきましては、代員が小学校産休代員 2 件、中学校産休代員 1 件、任期付き職員が小学校教諭 2 件でございます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○加藤由美委員 退職された中学校教諭の方について、少し教えていただければと思います。

○説明員 こちらの職員につきましては、臨時的任用教員ということで採用したものです。大学を卒業して、初めての臨時的任用教員ということで、着任はしたのですが、教員を続けていく自信がないということで、まだ生徒と関わっていなかったのですが、退職ということで処理したものでございます。

○村田悦一教育長職務代理者 その関連で、これは 6 月 1 日付けで、ここの代員は先ほど退職した教員の分は入っているのか、欠員になっているのか、どのような状況でしょうか。6 月 1 日が始まって、教員がいないということが起こると大変かと思うのですが、状況はどうなっているのでしょうか。

○説明員 こちらの教員については、代員がまだついておりません。現在、大学、あるいは今まで退職された方たちの名簿を出して、電話をかけているところですが、なかなか見つからないのが現状でございます。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第 3 4 号報告につきましては、原案のとおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第 3 4 号報告については、承認いたします。

◎第 3 6 号報告 草加市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の制定に係る専決処理の報告について

◎第 3 7 号報告 語学指導助手の設置に関する規則及び草加市社会教育指導員設置に関する規則を廃止する規則の制定に係る専決処理の報告について

◎第 3 8 号報告 草加市教育委員会会計年度任用職員設置要綱の制定に係る専決処理の報告について

◎第 3 9 号報告 草加市立小中学校職員におけるセクシュアル・ハラスメントの防止

等に関する要綱の一部を改正する要綱の制定に係る専決処理の報告について

◎第４０号報告 草加市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の一部を改正する訓令の制定に係る専決処理の報告について

○高木宏幸教育長 続きまして、本日、追加で提出いたしました第３６号報告から第４０号報告までにつきましては、関連しておりますので一括して報告し、委員の皆様からご承認をいただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○高木宏幸教育長 それでは、第３６号報告から第４０号報告につきましては、一括して報告させていただきます。総務企画課長より説明させます。

○説明員 それでは、ご説明をさせていただきます。第３６号報告から第４０号報告につきましては、本来であれば教育委員会の議決を経るべきところでございますが、緊急に処理する必要があり、教育委員会を招集するいとまがないと認め、令和２年１月３１日付けで専決処理をさせていただきましたので、これを報告するものでございます。

内容につきましては、会計年度任用職員制度創出に伴う規則や要綱等の制定についてでございます。初めに、制度が創設された経緯からご説明をさせていただきます。会計年度任用職員制度が創設された経緯でございますが、地方公務員の臨時、非常勤職員の現状につきましては、厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、教育や子育てなど様々な分野で活用されるなど、年々増加傾向にあり、地方行政において重要な担い手となっている現状でございます。このような中で、臨時、非常勤職員の制度について地方公共団体によって任用や勤務条件に関する取扱いが様々であるなど、任用上や処遇上の課題が生じていることから、全国的に統一的な取扱いを定めるため、その根拠法である地方公務員法及び地方自治法が改正され、新たな制度として会計年度任用職員制度が創設されたところでございます。この制度が全国的に創設されたことから、本市におきましても、会計年度任用職員に係る新たな条例の制定や、関係条例の整備が行われてきました。

教育委員会におきましても、市長事務部局の条例や規則を踏まえ、このたび、教育委員会に関する規則や要綱等を制定したものでございます。その詳細につきましては、順次、ご説明をさせていただきます。

第36号報告、草加市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の制定に係る専決処理の報告についてご説明いたします。

この規則は、会計年度任用職員制度創設に伴い、草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第19条の規定に基づき、草加市教育委員会が任用する会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関し、必要な事項を定めるため制定するものでございます。

第2条、教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇につきましては、市長事務部局の方で制定しました草加市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の規定の例により運用して参ります。なお、市長事務部局の規則の概要につきましては、別添の第36号報告参考資料をご覧ください。

会計年度任用職員は、フルタイムとパートタイムの職員がおりますので、勤務時間や休憩時間に違いはありますが、基本的には週休日の振替や休日の代休日など、正規職員と同様の運用となります。

また、年次有給休暇や病気休暇などの休暇制度につきましても、今回、新たに規則を制定することで、法的根拠が明確されたところでございます。

次に、第37号報告、語学指導助手の設置に関する規則及び草加市社会教育指導員設置に関する規則を廃止する規則の制定に係る専決処理の報告についてご説明いたします。この規則は、会計年度任用職員制度創設に伴い、語学指導助手及び社会教育指導員が会計年度任用職員に位置付けられたことから、この規則を廃止するものでございます。

なお、この後、ご説明いたしますが、会計年度任用職員の任用に係る新たな根拠につきましては、語学指導助手及び社会教育指導員を含め、全ての職種について統一的に整備し、会計年度任用職員設置要綱として制定したところでございます。

次に、第38号報告、草加市教育委員会会計年度任用職員設置要綱の制定に係る専決処理の報告についてご説明いたします。この要綱は、別添の第38号報告参考資料にあります、草加市会計年度任用職員の任用等に関する規則に基づき、草加市教育委員会が任用する会計年度任用職員の設置及びその取扱いに関し、必要な事項を定めるために制定するものでございます。14ページの別表をご覧ください。この表の中で教育委員会が任用する会計年度任用職員の職種ごとに、職名や職務内容、選考の方法、勤務日数等を定めております。

次に、下段にある附則の2をご覧ください。附則の2におきまして、もともと個別に制定されていましたが三つの要綱を廃止し、先ほどの別表にまとめ、整理しております。

次に、第39号報告、草加市立小中学校職員におけるセクシャル・ハラスメントの防止等

に関する要綱の一部を改正する要綱の制定に係る専決処理の報告についてご説明いたします。

この要綱は、会計年度任用職員制度創設に伴い、第1条中、臨時職員を会計年度任用職員に改めるものでございます。

次に、第40号報告、草加市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の一部を改正する訓令の制定に係る専決処理の報告についてご説明いたします。

この訓令は、会計年度任用職員制度創設に伴い、第1条中、臨時職員を会計年度任用職員に改めるものでございます。

説明は以上でございますが、これらの規則、要綱、訓令につきましては、ともに令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者 改めて別表を見させていただきまして、1から36までの職種があり、これはもちろん草加市独自ということで、各市町村が36あるわけではないと思うのですが、他市との比較という点ではいかがでしょうか。草加市は教員以外に、学校組織として活動できるように、いろいろな形で力を合わせているということは評価されていますし、改めてすごいなと思ったのですが、この辺りの情報があれば教えてください。

○説明員 他市がどのような状況であるか、比較した資料はございませんが、参考までに4月1日の人数については、教育総務部内で、フルタイム職員が84人、パートタイム職員が307人、合計391人となっております。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第36号報告から第40号報告までにつきましては、原案のとおり承認することとよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第36号報告から第40号については、承認といたします。

◎第35号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について

○高木宏幸教育長 続きまして、事務の管理及び執行状況を報告させていただきます。

それでは、第35号報告につきまして、教育支援室長より説明させます。

○説明員 教育支援室からは、草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告をさせていただきます。

諮問事項1、障がいがあると思われる児童生徒のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる児童生徒に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援でございます。

6月3日実施の、第1回草加市障害児就学支援委員会の審議の結果でございます。

特別な教育措置1、調査依頼人数、調査実施人数は、全部で10人、小学校児童8人、中学校生徒2人でございます。

次に、障がいの種類の判断は、知的障害が2人、情緒障害等が8人でございます。

続きまして、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援でございますが、知的障害と判断されました2人は、知的障害特別支援学級で指導することが望ましいと判断されました。

また、情緒障害等と判断された8人のうち、1人が教育支援室等の支援を受けながら、通常学級で指導することが望ましい、また、うち1人が発達障害、情緒障害の通級指導教室での指導を受けながら通常学級で指導することが望ましい、また、うち6人が自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましいと判断されました。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○加藤由美委員 学年を教えてくださいと思います。

○説明員 まず、知的障害特別支援学級と判断された2人は、小学校2年生1人、小学校3年生1人でございます。

自閉症・情緒障害特別支援学級と判断された6人のうち、小学校3年生が4人、小学校5年生が1人、中学校2年生が1人でございます。

また、情緒障害の通級指導教室と判断された1人は、小学校2年生、支援室等の支援を受けながら通常学級と判断された1人は、中学校3年生でございます。

○小澤尚久委員 中学校3年生の生徒は、通常学級で指導することが望ましいという話でしたが、この生徒の状況や保護者の協力体制、学校の体制など、この生徒が困ることはないのかどうかも含めて、教えていただければと思います。

○説明員 この中学校3年生の生徒は、現在も通常学級でございますが、状況としましては、

嫌なことがあると感情がコントロールできず、登校することができなくなる場合もあるそうです。また、特に人間関係で苦手な人がいると登校できないという状況もあるということです。学級活動等をクラスで過ごすことができる場合もあり、そのときはうまくコミュニケーションを取ることができるということです。

保護者としては、中学校3年生でもありますので、今後に向けて、今、何ができないのか、本人は何が嫌なのか、そういったことが見えないところもありますので、適切な教育の場がどこか理解して進めたいと考えていらっしゃいます。

今後は、進学を控えておりますので、この中学校3年生の段階で不登校傾向もあるということです。進学を見据えて支援室等の支援を受けながらという判断結果になっております。

○川井かすみ委員 就学予定児に関してですが、今回、コロナの影響で学校見学や運動会、支援学校についても説明会や見学会などが中止、延期になって、説明会が9月以降ということになっています。そういったことが判定の時期であったり、期間であったり、何かしら影響は出てくるのでしょうか。

○説明員 まず、越谷特別支援学校、あるいは草加かがやき特別支援学校は、今、お話がありましたとおり、1学期の見学会等は全て中止になっております。どちらも9月以降の見学会や説明会ということで、今のところ予定をされております。

今後、特別支援学校の就学に当たりましては、特に越谷特別支援学校等については、10月7日に再度、就学に向けての相談を計画されているのですが、そこまでに検討されている方は見学として3日間ほど設定されております。

また、かがやき特別支援学校も9月は現時点で設定されておりまして、それ以降は検討されているということです。それを受けて、見学会には参加していただきながら、11月の終わりの県立学校の受理会に向けていくということになります。また、個人的に見学を希望される場合は、支援室が特別支援学校と連携を取りまして、これまでも相談と見学を行っていただいているケースもございますので、そういう場合は個別に対応しながら就学に向けて対応していきたいと思います。

なお、就学に向けての相談は、コロナ禍もずっと支援室で進めておりまして、文化会館を使ったり、支援室の部屋を大きく開けたりしながら行っておりますので、就学相談は継続して例年どおり行っております。

○村田悦一教育長職務代理者 就学時健診を毎年行っていて、今年は4月ではなくて6月入

学ということで、そういう状況の中で学校の夏休みなどいろいろ変わってきていると思うのですが、現時点で例年どおりの就学時健診を予定しているのですか。今の時点で、就学時健診についても何か変更や配慮など、特別支援学校だけではなくて、就学のことについて現時点でどのように考えているのか教えていただければと思います。

○説明員 就学時健診については、学務課で検討されていると思いますので、分かり次第報告します。

○村田悦一教育長職務代理者 まだ、詳細について決まっていらないのであれば、専門の立場から教育支援室として意見を出して、より良いものにしていただければと思います。

◎第４１号報告 令和２年草加市議会６月定例会に係る報告について

○高木宏幸教育長 次に、本日、追加提出しました第４１号報告につきまして、総務企画課長より説明させます。

○説明員 令和２年草加市議会６月定例会に係る報告をさせていただきます。

令和２年６月４日に開会されました市議会６月定例会における上程議案、報告などの件数等を報告するものでございます。

令和２年市議会６月定例会につきましては、会期は、６月４日から６月１８日までの１５日間開かれ、提出されました議案は２３件、このうち教育委員会に係る議案は３件でございました。

議案につきましては、可決が２３件で、教育委員会に係る議案は全て可決されております。

議案質疑についてでございますが、５人の議員から通告がございまして、このうち、教育委員会関連が３件ございました。

その項目でございますが、公明党の金井議員より学校給食管理運営事業の補正予算の内容について、市民共同の佐藤憲和議員より同じく学校給食管理運営事業の補正予算の内容について、また、無所属の大里議員より学校給食管理運営事業及び図書館情報サービス・管理運営事業に係る補正予算の内容についての３件となっております。

次に、一般質問でございますが、１３人の議員から通告がございまして、このうち教育委員会関連は７人の議員から質問がございました。その項目についてご説明を申し上げます。

まず、１人目といたしまして、草加新政の芝野議員からは、新型コロナウイルス感染症に関わる事柄についての質問が行われております。

続きまして、２人目の市民共同の佐藤憲和議員からは、小中学校及び市立保育園の給食に

ついてと新型コロナウイルス感染症に伴う子どもへの支援等についての質問が行われております。

3人目の立憲民主党の矢部議員からは、教育についてと持続可能な開発目標SDGsについての質問が行われております。

4人目の公明党の飯塚議員からは、今後の市内小中学校の対応についての質問が行われております。

5人目のそうか市民の佐藤利器議員からは、教育行政についての質問が行われております。

6人目の立憲民主党の菊地議員からは、新型コロナウイルス感染症の影響による小中学校の対応についての質問が行われております。

7人目の無所属の大里議員からは、困窮大学生の支援についての質問が行われております。説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長　ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者　オンライン授業についてですが、コロナの第二波がもし来た場合には、このオンライン授業がどこまでできるのかということが大事な部分になるかと思っています。この答弁ですと、今後、オンライン授業をどのように展開していくかということについて、オンライン会議を活用して教員がスキルアップし、実際に展開していくということですが、例えば、オンラインで校長会議を開催することなども考えているのでしょうか。

具体的に、学校だけではなくて教育委員会も一緒にということが大事かと思うのですが、第二波があったときに、オンライン授業が本当にできるのか、その辺の今の見通しをどの程度持っているのかお伺いします。

○高木宏幸教育長　指導課長

○説明員　まず、オンライン会議につきましては、教員の各種年次研修、市が主催している年次研修において、オンラインで研修を行う計画を、現在進めているところでございます。

それから、双方向型の授業につきましては、条件が整いましたので、この後、校長に通知をしていきたいと考えております。

○高木宏幸教育長　学務課長。

○説明員　同じく、今、お話しいただきました教育委員会で行う新任校長研修会、あるいは新任教頭研修会というのを、今、オンラインで行おうと考えているところでございます。

○高木宏幸教育長　併せてですが、実際に、新任の校長の研修会、あるいは小学校と中学校

の校長研究協議会、これは実際にオンラインで会議を致しました。私も、オンラインでいろいろな説明や校長先生へのお願いなどを実際に行いました。今、両課長から出たように、研修会等についてもオンラインで実施できるよう準備しています。それから、市内の各学校、32校ありますが、全ての学校でホームページから動画を配信しておりまして、動画による授業を部分的ではありますが、実際、掲載をしておりまして、それを子どもたちに活用してもらうというような取組も行っています。

いずれにしても、今回、議会の中でオンラインの授業について、複数の議員から質問があり、私自身もこの休校期間中にあって、オンラインの有効性をとても実感しておりまして、これは進めなくてはいけないということで、指導課長からありましたように、環境としても双方向でのオンライン授業をできるような環境は、今、整えているということでございます。

○小澤尚久委員 今、早急にオンライン授業が進んでいるという話を聞いたのですが、中には、パソコンなどの環境がなく、家だとそれを活用できない、見られないというような子どももいると思うのですが、今の段階でどのぐらいいるのかということと、その子どもたちへの対応等、考えていらっしゃるところがあれば教えていただければと思います。

○高木宏幸教育長 指導課長

○説明員 家庭でのオンライン環境の整備状況については、一度調査をしましたが、より詳しい調査をかけている途中でございます。その結果に基づいて、様々な取組をしていかなければいけないところではありますが、環境が整っていない家庭につきましては、あらゆる手段で支援をします。具体的には、ペーパーで支援する場合もあるでしょうし、その家庭の子どもたちを学校に呼んで支援をする方法も考えられるところでございます。

○高木宏幸教育長 学校に呼んで支援するというのは、パソコンルームもありますから、それを使える時間帯を決めて、案内を出して、そこで同じような授業を受けることができるというようなことが可能であると考えています。また、家庭への支援も、ハードの部分もそうですが、費用もかかりますので、その当たりも含めて国としてもルールなどを考えているようではありますが、それは、今後の大きな一つの課題であると認識しております。

○村田悦一教育長職務代理者 飯塚議員の一般質問について、学習も大事ですが、私は子どもたちの心身への対応についても考えていかななくてはいけないと思います。

この前いただいた「指導の基」を読ませていただいて、不登校対策グランドデザインのところの実態を見ますと、年間30日以上欠席の児童生徒数は、過去5年間、年々増加傾向ということで、不登校が増えていることが、はっきりここに明記されています。

そういった中で、こういう状況で、今年度より全ての中学校区に配置したスクールソーシャルワーカーも活用していくことになると思いますが、聞いた話によると、不登校だった子どもも学校に来るようになったというような話も聞いたこともあります。実態としては、まだこれから長く続くと思うのですが、不登校については、年々増えているという中で、こういう状況になって、今、現場では、あるいは教育委員会は連絡を取り合ってどのように進めているのか、それをお伺いします。

○高木宏幸教育長 教育支援室長。

○説明員 不登校関係につきましては、今、お話がありましたとおり、スクールソーシャルワーカーを全11中学校区に配置しております。

現在、不登校につきましても、また、虐待の心配な家庭につきましても、スクールソーシャルワーカーが全中学校区の管理職の先生と連携をとりまして、問題があるご家庭があった場合は、関係機関につながながら支援をしているところです。

特に、実際に家庭訪問をしていただいているスクールソーシャルワーカーは何人もいらっしゃいますし、来ていない子どもの把握をしながら進めているということで、昨年度の3人のときよりも、より多く、具体的に支援ができている状況にあります。

子どもたちの不登校の状況につきましては、今、取り組んでいるところですので、数字は今のところ出てはおりませんが、3か月休業になっていて、学校に行きづらくなっている子どももいるという状況もございます。

○村田悦一教育長職務代理者 一点、教えてほしいのですが、今年、10人になったスクールソーシャルワーカーの方の経歴は、校長先生、教頭先生だけではなくて、心理の専門の方もいると思うので、10人の内訳は、どうなっていますか。

○説明員 10人のうちの1人は、2中学校区を担当していただいております。

10人のうち、社会福祉士が1人で、社会福祉士取得見込みの方が1人です。1人の方が、2中学校区を担当していただいておりますので、延べ3人は社会福祉関係の専門家です。また、精神保健福祉士の方が1人いらっしゃいます。それ以外に、長い間さわやか相談員として勤務していただいていた方で、地域でも支援をしていただいている方が1人いらっしゃいます。それ以外は、元小中学校の校長先生や教頭先生となります。

○高木宏幸教育長 補足ですが、スクールソーシャルワーカーを11中学校区に配置したことによって、学校が再開してからというより、休業中にスクールソーシャルワーカーの方々が学校と連携して、特に配慮を要する子どもたち、なかなか学校が連絡をしても連絡が取れ

ないような家庭も含めて、家庭訪問をして状況を把握するなど、休業中も様々な形での活動をしていただいております。効果は出ていると考えています。

それから、昨日、3校ではありますが、学校訪問をしまして、その際の校長先生のお話ですと、分散登校から順次始まっていったことによって、今まで不登校であった子どもたちが、学校に入りやすくなるということがあると聞きました。特に、分散登校だと学級は半分になるので、それだけでも子どもたちにとってみると登校しやすい環境になって、今まで不登校だった子どもが登校できるようになったというような報告があります。

ただ、先週から通常登校が始まっていますので、それが持続するかどうかは、今後、大きな課題にはなりますが、不登校の子どもたちも登校しつつあるという状況があります。

もう一方で、やはり3か月間、休校であったということで、生活リズムも含めて、崩れがちである子どもにとっては、学校は少しハードルが高くなってきているような子どもも一方でいるというようなことを聞いています。両者を含めて丁寧に、生活、学習、友達、人間関係、様々なハードルがありますので、スムーズに、きめ細かな対応をし、どのように子どもの変化に合わせながら柔軟に対応していくかということが、非常に重要であると感じています。

○村田悦一教育長職務代理者 教員や学習指導員の増員についてどのように考えているのかということが出てきて、先ほども中学校で臨任の方が退職し欠員になっているという報告もありましたが、ここに、今後、正式に国や県からの通知がございましたらとありますので、今の状況が分かれば教えてください。

○高木宏幸教育長 学務課長。

○説明員 県の方から調査として加配の教員、学習指導員、スクールサポートスタッフで、どのぐらい需要がありますかという調査が来ております。こちらにつきましては、スクールサポートスタッフと、学習指導員、学習に関われる方については、ある程度の数を出して希望を出しています。教員の加配については、予算がついたとしても、充てることができる人を確保することが困難な状況がありますので、希望を出しておりません。学習指導員とスクールサポートスタッフについては、先生方のサポートであるので、正式な通知が来れば、採用していきたいと考えています。

○高木宏幸教育長 今のことに関連して、国はこういった臨時的な採用の一つとして、学習指導員やスクールサポートスタッフを増員していくということですが、全国的に人材の確保が大きな課題になっております。今日、情報が入りまして、人材の確保を図るために、地域

の方々に、「学校で働いて子どもたちや職員をサポートする仕事があるのでどうでしょうか」ということを、全国的にPRしていくというような情報も入りました。ですから、予算的にはあっても、人材を確保できるかどうかというのは、大きな課題だと思っています。

◎その他

○高木宏幸教育長 続きまして、その他の報告がございましたら、お願いします。

○教育総務部長 6月1日から市立小中学校が再開されましたので、その状況につきまして河野副部長から報告をさせていただきます。

○高木宏幸教育長 河野副部長。

○説明員 それでは、再開後の学校の様子についてご報告させていただきます。

6月1日に、午前中に中学校、午後に小学校の入学式が行われました。三密を避けるため、学校によっては、2回、または3回に分けて実施いたしました。保護者も1人参加ということで、複数で来校された保護者につきましては、体育館の外で待機していただくという形を取らせていただきました。大きな混乱もなく、天気はあいにくでしたが、入学式は無事実施することができました。

6月2日から5日の金曜日までにつきましては、児童生徒を二つのグループに分け、隔日で登校し、給食なしの半日授業を実施いたしました。小学校では、地域ごとのグループとして、通学班で登校いたしました。

次の週の6月8日から6月15日の月曜日につきましては、毎日登校するという形で、二つのグループを午前、午後に分けて、それぞれ給食も取るという形を取りました。

給食は、あらかじめ調理士の方でおかずをタッパーに入れて、主食を担当が中心となって配膳し、子どもたちは対面を避けて食事をしたというところでございます。

6月16日、17日につきましては、通常登校とし、給食もありということの午前授業を行いました。

6月18日からは、通常登校、通常授業となりまして、部活動も始まりました。

大きな混乱もなく、欠席する児童もあまりいないという報告を受けております。

このように、段階的な登校を実施することによりまして、子どもたちは少しずつ学校生活に慣れていっているようでございます。

各学校では、手洗いの徹底やマスクの着用、常時2方向の窓を開け換気を行うこと、できるだけ座席を離すこと、教室の扉を外すこと、水道の蛇口を一つおきに使用することなど、それ

ぞれ工夫して三密を避ける取組を行っているということでございます。

校長からは、分散登校を行うことによって、クラスで半分ですので、先生の指導が行き届きやすく、子どもたちもスムーズに通常授業につなげられたというような報告を受けているところでございます。

また、部活動につきましても、18日から週3日程度、1回の活動時間を60分程度とし、今後、段階的に活動日数、時間を増やしていくという予定でございます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久委員 今の段階での登校が難しいということで、休んでいる児童生徒は大体どれぐらいいるのでしょうか。

○説明員 申し訳ございません。正式な数は、現在、集約中でございます。学校からは、通常になったから欠席になってしまっている子がいるとかというような報告は、特に受けておりませんので、分散から登校へ段階的に移行していくことによって、影響があったということは特には聞いていないのですが、今後、把握したいと思います。

○川井かすみ委員 給食についてですが、低学年については、パック詰めだと少し多くて残してしまう、高学年については足りないという声も聞かれているのですが、いつぐらいまでパック詰め給食を行うのか、また、パック詰めの場合、例えばおかわりしたい子どもについては、どのような対応をしているのか教えていただいてよろしいですか。

○高木宏幸教育長 学務課長。

○説明員 6月いっぱいにはパックに詰めて個別に出していくということで考えています。

7月からは通常の形になるのですが、今、お話いただきましたように、おかわりをどうするかということについては、学校でも気を付けなければいけないところだと思いますので、配膳する際に、できるだけ申告で減らしていけるものは減らす、そして、多めの子は多めという形での対応をしていければと考えています。学校の状況によっても変わってくるかと思うので、しっかりと対応していただこうと思っています。

○加藤由美委員 体育の授業も行われていると思うのですが、今、どのような形で行われていますか。

○説明員 先日、私も学校訪問で中学校の授業を見てきました。体育の授業で、全員ではないのですが、マスクをしている子が多く、体育館でダンスの授業だったのですが、隣との間

隔を十分に空けて音楽に合わせて踊るというような授業でございました。

基本的には、三密を避けるように、例えば柔道やボール運動でも、密接になってしまうような運動は、当面、控えるようにというような指示もございますので、その辺りは避けて体育の授業を実施しているということでございます。ただ、マスクも暑くなった場合は外してよいということで、着用することを徹底しなければいけないということではございませんので、教育委員会から学校に通知させていただいているところでございます。

○加藤由美委員 例えば、部活動でもボールを使ったりすると思うのですが、そのボールは使用後に消毒されたりするのか、また、これから体育で器械体操やマット、鉄棒、跳び箱などは行わない予定でいるのか、拭いたり、消毒をしたりする予定でいらっしゃるのか教えてくださいと思います。

○説明員 基本的には、子どもたちで道具を共有するというような場面を作らないということになっています。ボールでしたら、例えば1人1個を使った授業というようなことが推奨されております。

ただ、個数的に足りない場合には、アルコール等を使って消毒をしながらということをおっしゃっておりますので、友達が使ったものをそのまま使うというような場面は避けるというところでの授業で行っているところでございます。

鉄棒やマットなども、各校では年間指導計画に基づいて授業を行っているわけですが、授業を入れ替えるというようなことも指示しておりますので、今後、確認してまいりたいと考えております。

○村田悦一教育長職務代理者 この学校再開に当たってというプリント、6月1日付けで、市長、教育長の連名で出されて、保護者の方も多分安心しているのかと思うのですが、逆に、夏休みのことやいろいろな行事など、それも学校便り等いろいろな形でお知らせしていると思うのですが、そういうことについて保護者の方から教育委員会や学校に、ご意見、ご質問は、特にないということよろしいでしょうか。

○高木宏幸教育長 学務課長。

○説明員 学務課から、何かあったときには連絡するようにと案内はさせていただいているのですが、特に大きなことはございません。

具体的に示していただいたのでよかったということで、保護者からすると夏休みがもっと短くなるかと思ったが、夏休みが取れて良かったという声も聞いていますので、特に大きな混乱はございません。

○高木宏幸教育長 先ほどの体育で言えば、逆に、マスクを付けていることで熱中症などの心配があるということです。基本的には、これは国の通知に基づきながら学校にも通知していますが、外で行う場合にはマスクをする必要はないですし、室内で行う場合でも、一定の距離感が保てるような場合にはマスクを使用しなくてもいいと通知しています。

とにかく、今、いろいろな感染症対策の中で、消毒をしたり、マスクをしたり、それも大変重要だと思っておりますが、それとともに、何か活動した後にしっかりと手を洗うということも重要なことだということで、このことについても、徹底するようにお願いをしているところであります。

○宇田川久美子委員 補足させていただきたいのですが、本当に各所からいろいろな質問があって、私もいろいろなところで訴えているのですが、例えばボールを使って、ボールにウイルスが付いている、鉄棒にウイルスが付いていたとしても、それを手で触っても、それが感染ではなくて、手に付いているだけで、そこから鼻や口などをこすると感染してしまいます。子どもたちには、触ることが怖いというよりも、それを自分の粘膜に入れてしまうことが怖いということを知ってもらいたいです。石けんで手を洗うというところを徹底することが、一番重要です。1時間に一回消毒をしても、これは本当に限りのあることで、拭いたところで、その後に感染している子が触れば意味がないことになってしまっていて、それを手に付けたところで怖いものではなくて、自分に入れなければいいということを、教育長が言った石けんでの手洗いで、一番安いし、确实だし、徹底して集団感染が防げるので、それをご家庭でも学校でも徹底されるのが一番だと思います。

誰かに防いでもらうのではなくて、各自が防ぐということが重要です。

○高木宏幸教育長 それでは、次回の教育委員会の日程について事務局からお願いします。

○教育総務部長 次回の教育委員会会議の日程でございますが、第7回定例会を7月22日、水曜日、時間は午前9時から教育委員会会議室でお願いしたいと思います。

◎閉会の宣言

○高木宏幸教育長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午後2時20分 閉会